



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 公金の徴収に関する事務の委託（沖縄県平和祈念資料館） ..... 1
- 除却した工作物等の保管（漁港漁場課） ..... 1
- 沖縄県スポーツ施設の利用料金の承認（スポーツ振興課） ..... 2
- 土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出（都市計画・モノレール課） ..... 11

### 公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（情報基盤整備課） ..... 12
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（情報基盤整備課） ..... 13
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） ..... 15
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（教育庁教育DX推進課） ..... 15
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（教育庁教育DX推進課） ..... 17

### 人事委員会事項

- 沖縄県職員採用試験の実施 ..... 18
- 沖縄県・警視庁・千葉県警察官（男性）採用共同試験及び沖縄県警察官（女性）採用試験の実施 ..... 21

### 正 誤

- 令和8年3月31日付け公報号外第15号中訂正 ..... 23

## 告 示

### 沖縄県告示第190号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金の徴収に関する事務を委託した。

令和8年4月24日

沖縄県平和祈念資料館長 大 城 友 恵

- 1 委託した徴収事務 沖縄県平和祈念資料館に係る観覧料の徴収事務
- 2 指定公金事務取扱者の名称及び所在地
  - (1) 名称 株式会社関西総合ビル管理
  - (2) 所在地 豊見城市字豊見城707番地
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日 令和8年3月30日
- 4 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 沖縄県告示第191号

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第39条の2第4項の規定により、漁港の区域内に放置されていた工作物又は船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）を除却し、同条第5項の規定により、当該工作物等を次のとおり保管した。

令和8年4月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 保管した工作物等の表示

船舶番号	船舶名	長さ	幅	色	素材	数量
296-11340	不詳	11m	4 m	白	F R P	1

- 2 放置されていた場所及び除却した日時
  - (1) 放置されていた場所 石垣市新栄町82番地先（第2種石垣漁港区域内）
  - (2) 除却した日時 令和8年3月21日 午前10時00分
- 3 保管を始めた日時及び保管の場所
  - (1) 保管を始めた日時 令和8年3月21日 午後5時15分
  - (2) 保管の場所 石垣市新栄町82番（第2種石垣漁港区域内）
- 4 当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）が行うべき措置  
 保管した工作物等の所有者等は、沖縄県八重山農林水産振興センターの指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。
- 5 この告示に関する問合せ先  
 沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課 電話番号0980-82-2342

**沖縄県告示第192号**

沖縄県スポーツ施設の設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第28号）第14条第3項の規定により、沖縄県スポーツ施設の利用料金を次のとおり承認した。

令和8年4月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施設の名称 沖縄県スポーツ施設
- 2 指定管理者 おうのやまみらいパートナーズ 那覇市鏡原町7番1号サンパークー松3-C
- 3 利用料金の適用年月日 令和8年4月1日
- 4 利用料金の額
  - (1) 奥武山陸上競技場
    - ア 専用利用の利用料金

区分			利用料金の額			
			9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
アマチュアスポーツ等の催物に専用する場合	入場料を徴収しない場合	児童・生徒	4,090円	4,090円	8,180円	1,210円
		一般・学生	8,250円	8,250円	16,500円	2,440円
		高齢者	4,120円	4,120円	8,240円	1,210円
入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の児童・生徒、一般・学生又は高齢者の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額（当該入場料に係る消費税の額を含む。以下同じ。）に100を乗じて得た額を加算した額				
同上の練習のために専用する場合		アマチュアスポーツ等の催物に専用する場合の児童・生徒、一般・学生又は高齢者の区分及び時間区分に応じた利用料金の額の2分の1の額				
その他の催物に専用する場合	入場料を徴収しない場合	16,500円	16,500円	33,000円	4,950円	
	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に200を乗じて得た額を加算した額				

イ 個人及び団体練習の利用料金

区分		利用料金の額			
		9時～13時	13時～17時	17時～21時	回数券（11枚）
個人利用	児童・生徒	60円	60円	60円	600円
	一般・学生	120円	120円	120円	1,200円
	高齢者	60円	60円	60円	600円
団体利用	50人以上100人未満の場合	1人につき個人利用の児童・生徒、一般・学生又は高齢者の区分及び時間又は回数券の区分に応じた利用料金の額に10分の9を乗じて得た額			
	100人以上200人未満の場合	1人につき個人利用の児童・生徒、一般・学生又は高齢者の区分及び時間又は回数券の区分に応じた利用料金の額に10分の8を乗じて得た額			
	200人以上の場合	1人につき個人利用の児童・生徒、一般・学生又は高齢者の区分及び時間又は回数券の区分に応じた利用料金の額に10分の7を乗じて得た額			

ウ 施設設備の利用料金

区分	利用料金の額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
場内放送装置	1,650円	1,650円	3,300円	790円

エ 用具の利用料金

種類	利用料金の額（1回につき）
棒高跳用一式	150円
走高跳用一式	150円
決勝審判台	150円
着地測定器	150円
移動障害物一式	150円
サッカーゴール一式	100円
上記以外のもの1点につき	60円

(2) 奥武山補助競技場  
専用利用の利用料金

区分		利用料金の額			
		9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
アマチュアスポーツ等の催物に専用する場合	児童・生徒	930円	930円	1,860円	250円
	一般・学生	1,870円	1,870円	3,740円	510円
	高齢者	930円	930円	1,860円	250円
その他の催物に専用する場合		3,760円	3,760円	7,520円	1,120円

(3) 奥武山庭球場

ア 専用利用の利用料金

区分		利用料金の額（1面につき）			
		9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 （1時間につき）
入場料を徴収しない場合	児童・生徒	1,050円	1,050円	2,100円	270円
	一般・学生	2,190円	2,190円	4,380円	580円
	高齢者	1,090円	1,090円	2,180円	280円
入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の児童・生徒、一般・学生又は高齢者の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に50を乗じて得た額を加算した額			

イ 個人練習の利用料金

区分	利用料金の額（1面につき）	
	9時～17時	時間外（1時間につき）
児童・生徒	1時間につき240円	270円
一般・学生	1時間につき510円	580円
高齢者	1時間につき250円	280円

ウ 施設設備の利用料金

種類	利用料金の額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外（1時間につき）
場内放送装置	970円	970円	1,940円	460円
会議室	390円	390円	780円	180円
シャワー	1人1回につき30円			
器具	1点につき60円			
屋外照明	1面1時間につき240円			

(4) 奥武山水泳プール

ア 専用利用の利用料金

区分		利用料金の額	
入場料を徴収しない場合	25メートルプール	児童・生徒	1時間につき690円
		一般・学生	1時間につき1,390円
		高齢者	1時間につき690円
	50メートルプール	児童・生徒	1時間につき1,480円
		一般・学生	1時間につき3,000円
		高齢者	1時間につき1,480円
飛込みプール	児童・生徒	1時間につき1,480円	

		一般・学生	1時間につき3,000円
		高齢者	1時間につき1,480円
入場料を徴収する場合	50メートルプール	徴収する最も高い入場料の額に100を乗じて得た額	
	飛込みプール	徴収する最も高い入場料の額に100を乗じて得た額	

イ 個人及び団体練習の利用料金

区分		利用料金の額	
個人利用	児童・生徒	1人2時間につき150円	回数券(11枚) 1,500円
	一般・学生	1人2時間につき300円	回数券(11枚) 3,000円
	高齢者	1人2時間につき150円	回数券(11枚) 1,500円
団体利用	50人以上100人未満の場合	1人につき個人利用の児童・生徒、一般・学生又は高齢者の区分に応じた利用料金の額に10分の9を乗じて得た額	
	100人以上200人未満の場合	1人につき個人利用の児童・生徒、一般・学生又は高齢者の区分に応じた利用料金の額に10分の8を乗じて得た額	
	200人以上の場合	1人につき個人利用の児童・生徒、一般・学生又は高齢者の区分に応じた利用料金の額に10分の7を乗じて得た額	

ウ 施設設備の利用料金

種類	利用料金の額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
場内放送装置	1,650円	1,650円	3,300円	790円
会議室	790円	790円	1,580円	790円
記録室	790円	790円	1,580円	790円
トレーニング室	930円	930円	1,860円	930円
屋外照明(25メートルプール)	1時間につき720円			
屋外照明(50メートルプール)	1時間につき1,440円			

エ 用具の利用料金

種類	利用料金の額(1回につき)
競泳用コースロープ9本(50メートルプール用)	2,420円
競泳用タイムシステム一式(25メートルプール用)	6,820円
競泳用タイムシステム一式(50メートルプール用)	17,030円

オ 冷房利用料金

区分	利用料金の額(1時間につき)
会議室	280円
記録室	280円

トレーニング室	330円
---------	------

(5) 武道館

ア 専用利用の利用料金

(7) アリーナ棟

区分			利用料金の額			
			9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
アマチュアスポーツ等の催物に専用する場合	入場料を徴収しない場合	児童・生徒	22,720円	22,720円	45,440円	6,220円
		一般・学生	27,730円	27,730円	55,460円	7,600円
		高齢者	22,720円	22,720円	45,440円	6,220円
	入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の児童・生徒、一般・学生又は高齢者の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に50を乗じて得た額を加算した額			
その他の催物に専用する場合	入場料を徴収しない場合	営利を目的としない場合	37,720円	37,720円	75,440円	10,350円
		営利を目的とする場合	156,270円	156,270円	312,540円	42,960円
	入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の営利を目的としない場合又は営利を目的とする場合の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に100を乗じて得た額を加算した額			

備考 利用面積が2分の1以下の場合の利用料金の額は、当該利用料金の額の2分の1の額とする。

(4) 錬成道場棟

区分			利用料金の額			
			9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
アマチュアスポーツ等の催物に専用する場合	児童・生徒	錬成道場（各階ごと）	6,160円	6,160円	12,320円	1,690円
		トレーニングルーム	5,350円	5,350円	10,700円	1,450円
		相撲場	2,440円	2,440円	4,880円	820円
		クライミングウォール	910円	910円	1,820円	300円
	一般・学生	錬成道場（各階ごと）	7,830円	7,830円	15,660円	2,130円
		トレーニングルーム	8,140円	8,140円	16,280円	2,220円
		相撲場	3,300円	3,300円	6,600円	1,050円
		クライミングウォール	1,230円	1,230円	2,460円	390円
	高齢者	錬成道場（各階ごと）	6,160円	6,160円	12,320円	1,690円

			トレーニングルーム	5,350円	5,350円	10,700円	1,450円
			相撲場	2,440円	2,440円	4,880円	820円
			クライミングウォール	910円	910円	1,820円	300円
	入場料を徴収する場合			入場料を徴収しない場合の錬成道場、トレーニングルーム、相撲場又はクライミングウォール及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に10を乗じて得た額を加算した額			
その他の催物に専用する場合	入場料を徴収しない場合	営利を目的としない場合	錬成道場（各階ごと）	9,610円	9,610円	19,220円	5,280円
		営利を目的とする場合	錬成道場（各階ごと）	40,050円	40,050円	80,100円	10,990円
	入場料を徴収する場合			入場料を徴収しない場合の営利を目的としない場合又は営利を目的とする場合の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に20を乗じて得た額を加算した額			

イ 個人練習の利用料金

区分	利用料金の額	
児童・生徒	2時間につき130円	回数券（11枚）1,300円
一般・学生	2時間につき240円	回数券（11枚）2,400円
高齢者	2時間につき130円	回数券（11枚）1,300円

ウ 施設設備の利用料金

(7) アリーナ棟

種類	利用料金の額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外（1時間につき）
大型映像装置	18,660円	18,660円	37,320円	5,110円
場内放送装置	1,840円	1,840円	3,680円	900円
場内音響装置	17,010円	17,010円	34,020円	4,660円
役員室	460円	460円	920円	150円
控室	460円	460円	920円	150円
照明設備	全点灯 1時間につき3,720円			
	4分の3点灯 1時間につき2,820円			
	2分の1点灯 1時間につき1,620円			
	4分の1点灯 1時間につき1,140円			

(イ) 錬成道場棟

種類	利用料金の額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
場内放送装置	1,840円	1,840円	3,680円	900円
会議室	870円	870円	1,740円	240円
研修室	870円	870円	1,740円	240円
修養室	460円	460円	920円	150円
役員室 (相撲場)	460円	460円	920円	150円
師範室	130円	130円	260円	40円
照明設備 (第一錬成道場)	全点灯 1時間につき1,050円			
	4分の3点灯 1時間につき690円			
	2分の1点灯 1時間につき510円			
	4分の1点灯 1時間につき270円			
照明設備 (第二錬成道場)	全点灯 1時間につき1,500円			
	4分の3点灯 1時間につき1,050円			
	2分の1点灯 1時間につき750円			
	4分の1点灯 1時間につき450円			
照明設備 (第三錬成道場)	全点灯 1時間につき1,500円			
	4分の3点灯 1時間につき1,080円			
	2分の1点灯 1時間につき720円			
	4分の1点灯 1時間につき360円			
屋外照明 (クライミングウォール (リード))	1時間につき180円			
屋外照明 (クライミングウォール (ボルダリング))	1時間につき120円			

エ 用具の利用料金

種類	利用料金の額 (1回につき)
電光表示装置一式	790円
ハンドボールゴール一式	310円
移動式バスケット台一式	310円
バドミントン用支柱一式	150円
卓球台一式	150円
バレーボール用支柱一式	150円
長机1台	70円
椅子1脚	10円

オ 冷房利用料金  
 (7) アリーナ棟

区分	利用料金の額（1時間につき）
アリーナ	18,330円
役員室	150円
控室	150円

(i) 錬成道場棟

区分	利用料金の額（1時間につき）
錬成道場（各階ごと）	2,620円
トレーニングルーム	820円
会議室	240円
研修室	330円
修養室	150円
役員室（相撲場）	150円
師範室	40円

(6) 奥武山弓道場

ア 専用利用の利用料金

区分	利用料金の額				
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 （1時間につき）	
入場料を徴収しない場合	児童・生徒	3,690円	3,690円	7,380円	1,240円
	一般・学生	4,950円	4,950円	9,900円	1,860円
	高齢者	3,690円	3,690円	7,380円	1,240円
入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の児童・生徒、一般・学生又は高齢者の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に50を乗じて得た額を加算した額				

イ 個人練習の利用料金

区分	利用料金の額	
	9時～17時	時間外
児童・生徒	1人2時間につき80円 回数券（11枚）800円	1人1時間につき60円 回数券（11枚）600円
一般・学生	1人2時間につき170円 回数券（11枚）1,700円	1人1時間につき120円 回数券（11枚）1,200円
高齢者	1人2時間につき80円 回数券（11枚）800円	1人1時間につき60円 回数券（11枚）600円

ウ 施設設備の利用料金

種類	利用料金の額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
ミーティング室	190円	190円	380円	190円
審判控室	100円	100円	200円	100円
屋外照明（遠的場）	1時間につき300円			
屋外照明（近的場）	1時間につき90円			

エ 冷房利用料金

区分	利用料金の額（1時間につき）
ミーティング室	70円
審判控室	40円

(7) 糸満球技場

ア 専用利用の利用料金

区分		利用料金の額			
		9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
アマチュアスポーツ等の 催物に専用する場合	児童・生徒	930円	930円	1,860円	250円
	一般・学生	1,870円	1,870円	3,740円	510円
	高齢者	930円	930円	1,860円	250円
その他の催物に専用する場合		3,760円	3,760円	7,520円	1,120円

イ 個人及び団体練習の利用料金

区分	利用料金の額
個人及び団体	陸上競技場の個人及び団体練習の利用料金の額に準じた額

ウ 施設設備の利用料金

区分	利用料金の額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
会議室	390円	390円	780円	150円
シャワー	1人1回につき30円			

(8) ライフル射撃場

ア 専用利用の利用料金

区分	利用料金の額	
入場料を徴収しない場合	児童・生徒	4時間につき13,090円
	一般・学生	4時間につき26,220円

	高齢者	4時間につき13,090円
入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の児童・生徒、一般・学生又は高齢者の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に50を乗じて得た額を加算した額

イ 個人練習の利用料金

区分	利用料金の額		
児童・生徒	2時間につき330円	回数券（11枚）3,300円	定期券（1年）16,500円
一般・学生	2時間につき670円	回数券（11枚）6,700円	定期券（1年）33,750円
高齢者	2時間につき330円	回数券（11枚）3,300円	定期券（1年）16,870円

(9) 自転車競技場

ア 専用利用の利用料金

区分	利用料金の額			
	9時～12時	12時～15時	15時～18時	時間外 (1時間につき)
児童・生徒	2,910円	2,910円	2,910円	970円
一般・学生	4,890円	4,890円	4,890円	1,630円
高齢者	2,910円	2,910円	2,910円	970円

イ 個人練習の利用料金

区分	利用料金の額			
	9時～12時	12時～15時	15時～18時	時間外 (1時間につき)
児童・生徒	120円	120円	120円	40円
一般・学生	240円	240円	240円	80円
高齢者	120円	120円	120円	40円

備考

- 「時間外」とは、自転車競技場については9時前と18時後に施設を利用する場合をいい、自転車競技場以外のスポーツ施設については9時前と17時後に施設を利用する場合をいう。
- 時間外の利用料金は、1時間を単位とし、利用する時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算する。
- 「児童・生徒」とは小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいい、「高齢者」とは65歳以上の者をいい、「一般・学生」とはそれら以外の者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 小学校就学の始期に達するまでの者からは利用料金を徴収しない。
- 屋外照明（奥武山庭球場の屋外照明を除く。）及び照明設備は、専用利用に限り利用料金を徴収する。

沖縄県告示第193号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、沖縄市から中部広域都市計画事業美里第二土地区画整理事業の換地処分をした旨の届出があった。

令和8年4月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

## 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和8年4月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 調達する物品等の種類 沖縄県IT資産管理システム賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
  - (1) 営業年数が令和8年5月1日現在において3年以上であること。
  - (2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
  - (3) 従業員の数が5人以上であること。
  - (4) IT資産管理システムの構築及び情報システムの保守管理に関し直近2事業年度以上の営業実績を有すること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
  - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
    - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
    - イ 法人にあっては、登記事項証明書
    - ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
    - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
    - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
    - カ IT資産管理システムの構築及び情報システムの保守管理に関し、直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
    - キ その他知事が定める書類
  - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
    - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所にて配付又は沖縄県企画部情報基盤整備課ホームページからダウンロードすること。
    - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県企画部情報基盤整備課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2036 メールアドレスxx013005@pref.okinawa.lg.jp
  - (3) 申請書等の受付期間 この公告の日から令和8年5月21日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
  - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
    - ア 言語 日本語
    - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 直接又は郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和8年6月30日（火曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
  - (1) 商号又は名称
  - (2) 住所又は所在地

- (3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
  - (4) 使用印鑑
  - (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
  - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
- (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
  - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する沖縄県IT資産管理システム賃貸借契約に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和8年4月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 沖縄県IT資産管理システム賃貸借（設置及び設定を含む。以下同じ。） 一式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 入札説明書及び仕様書による。
- (4) 納入の場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

(1) 入札に参加する者に必要な資格

ア 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (7) 令和8年4月24日付け沖縄県公報定期第5405号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による沖縄県IT資産管理システム賃貸借に係る入札参加資格を有すると認められた者
- (8) 機器等の導入・障害対応業務体制証明書を令和8年5月21日（木曜日）までに3(2)の場所に提出し、機器等の導入及び設定を期限までに円滑に行うことができること並びに当該機器等に障害が発生した場合において、24時間内に技術者を派遣して対応できることを証明した者
- (9) 納入しようとする機器等の仕様書適合証明書を令和8年5月21日（木曜日）までに3(2)の場所に提出し、当該機器等を納入することができることを証明した者

イ 共同企業体を結成し入札に参加しようとする場合は、次に掲げる要件を全て満たし、かつ、共同企業体入札参加資格確認申請書及び共同企業体協定書を令和8年5月21日（木曜日）までに3(2)の場所に提出し、共同企業体入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (7) 自主的に結成された共同企業体であること。
- (8) 共同企業体の構成員の数は2又は3社であること。
- (9) 各構成員は2(1)ア(7)に該当する者であること。
- (10) 各構成員が、本入札に係る他の共同企業体の構成員でないこと。
- (11) 各構成員の出資比率は、2社の場合にあっては30パーセント以上、3社の場合にあっては20パーセント以上であること。
- (12) 出資比率が代表者よりも高い構成員が存しないこと。
- (13) 共同企業体として2(1)ア(8)及び(9)の要件を満たすこと。

(2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所にて配布

3 入札に参加するものに必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 この公告の日から令和8年5月21日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそ

それぞれの日の午前9時から午後5時まで

(2) 場所 沖縄県企画部情報基盤整備課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

#### 4 契約条項を示す期間及び場所

(1) 期間 この公告の日から令和8年5月21日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

(2) 場所 3(2)の場所

#### 5 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和8年6月4日（木曜日）午後2時

(2) 場所 沖縄県庁舎14階情報基盤整備課防災無線統制室

#### 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を入札説明書で指定する期日及び方法により納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

(1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

(2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

#### 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札

(3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札

(4) 入札書の表記金額を訂正した入札

(5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札

(6) 入札条件に違反した入札

(7) 連合その他不正の行為があった入札

(8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

#### 8 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和8年5月21日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

(2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所

#### 9 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

(2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

#### 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

(1) 名称 沖縄県企画部情報基盤整備課

(2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

#### 11 契約の手続において使用する言語及び通貨

(1) 言語 日本語

(2) 通貨 日本国通貨

#### 12 その他必要な事項

(1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。

(2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法

ア 期限 令和8年6月4日（木曜日）午前11時

イ 方法 簡易書留郵便により3(2)の場所に提出すること。

(3) 最低制限価格 設定しない。

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

## 13 Summary

## (1) Bids to be tendered

Lease of IT Asset Management Systems at Okinawa Prefectural Government. (This includes duties concerning installation and set-up.) 1 complete set.

## (2) Bid opening

Date and Time: 4 June, 2026 (Thursday) 2:00 p.m.

## (3) Division in charge

Information Infrastructure Development Division Department of Planning  
Okinawa Prefectural Government  
1-2-2 Izumizaki, Naha-city, Okinawa 900-8570 Japan  
Telephone number 81-98-866-2036

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和8年4月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年9月6日 沖縄県指令土第674号、令和5年7月3日 沖縄県指令土第556号（変更）、令和6年1月29日 沖縄県指令土第55号（変更）、令和6年5月28日 沖縄県指令土第440号（変更）、令和7年2月20日 沖縄県指令土第124号（変更）、令和7年8月18日 沖縄県指令土第619号（変更）、令和8年3月10日 沖縄県指令土第213号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 今帰仁村字呉我山中山原553番1ほか3筆及び字湧川底川原2276番9（5工区）
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
  - (1) 種類 防火水槽
  - (2) 位置及び区域 次の図のとおり  
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 名護市大中一丁目19番24号 株式会社ジャパンエンターテイメント 代表取締役 加藤健史
- 5 検査済証番号 令和8年3月24日 第5049号
- 6 工事完了年月日 令和8年3月12日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和8年4月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 調達する特定役務の種類 沖縄県立高等学校及び特別支援学校校務支援システム構築等業務
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
  - (1) 営業年数が令和8年4月1日現在において3年以上であること。
  - (2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
  - (3) 従業員の数が5人以上であること。
  - (4) 都道府県立学校の校務支援システム構築、運用及び保守等に関し直近1事業年度以上の営業実績を有していること。
  - (5) 単独企業として本業務を行えない場合は、複数の企業で構成する共同企業体として参加することができる。共同企業体として一般競争入札に参加する場合には、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
    - ア 全ての構成員が、(1)及び(2)の要件を満たしていること。
    - イ いずれかの構成員が、(3)及び(4)の要件を満たしていること。

- ウ 共同企業体の各構成員が、本件入札において参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
- (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
- ア 一般競争入札参加資格登録申請書
- イ 法人にあっては、登記事項証明書
- ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
- エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
- オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
- カ 都道府県立学校の校務支援システム構築、運用及び保守等に関し直近1事業年度以上の営業実績を有していることを証する書類
- キ 共同企業体として一般競争入札に参加する場合については、共同企業体を結成していることを証する協定書等の書類
- (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
- ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付又は沖縄県教育委員会ホームページから様式をダウンロードすること。
- イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県教育庁教育DX推進課 〒902-8501 那覇市寄宮1丁目2番16号 電話番号098-894-3265
- (3) 申請書等の受付期間 この公告の日から令和8年5月15日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
- (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 直接又は郵送により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和9年3月31日（水曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
- (1) 商号又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
- (4) 使用印鑑
- (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
- (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
- (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
- (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する沖縄県立高等学校及び特別支援学校校務支援システム構築等業務に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和8年4月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 入札に付する事項

- (1) 調達する特定役務等の名称及び数量 沖縄県立高等学校及び特別支援学校校務支援システム構築等業務 一式
- (2) 調達する特定役務の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 令和9年3月31日（水曜日）
- (4) 納入の場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 令和8年4月24日付け沖縄県公報定期第5405号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による沖縄県立高等学校及び特別支援学校校務支援システム構築等業務に係る入札参加資格を有すると認められた者
- (2) 共同企業体を結成し、入札に参加する場合の入札参加の資格 各構成員は、(1)に該当するものであること、かつ、共同企業体入札参加資格確認申請書及び共同企業体協定書を令和8年5月15日（金曜日）までに3(2)の場所に提出し、共同企業体入札参加資格の確認を受けること。
- (3) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付又は沖縄県教育委員会のホームページから様式をダウンロードすること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 この公告の日から令和8年5月15日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県教育庁教育DX推進課 〒902-8501 那覇市寄宮1丁目2番16号

4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 この公告の日から令和8年5月15日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 3(2)の場所

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年6月11日（木曜日）午前9時
- (2) 場所 沖縄県教育庁1階会議室 那覇市寄宮1丁目2番16号

6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書面を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

8 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和8年5月15日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する方法 3(2)の場所で交付又は沖縄県教育委員会のホームページから入手すること。
- 9 落札者の決定の方法
  - (1) 本件入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札により行う。
  - (2) 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、8の入札説明書に示す落札者決定基準により、価格その他の条件が最も有利なものをもって入札をしたものを落札者とする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
  - (1) 名称 沖縄県教育庁教育DX推進課
  - (2) 所在地 〒902-8501 那覇市寄宮1丁目2番16号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
  - (1) 言語 日本語
  - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
  - (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
  - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
    - ア 期限 令和8年6月10日（水曜日）午後5時
    - イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県教育庁教育DX推進課に提出すること。
  - (3) 最低制限価格 設定しない。
  - (4) その他 詳細は、入札説明書及び仕様書による。
- 13 Summary
  - (1) NATURE AND QUANTITY OF THE SERVICES TO BE REQUIRED  
Implementation Services of the School Affairs Support System, etc. for Okinawa Prefectural Schools (Senior High Schools and Special Needs Schools) , 1 set
  - (2) BID OPENING  
Date and Time: June 11, 2026 (Thursday) 9:00 a.m.  
Place: Okinawa Prefectural Board of Education 1st floor, Meeting Room
  - (3) POINT OF CONTACT  
Education DX Promotion Division, Okinawa Prefectural Board of Education,  
1-2-16 Yorimiya, Naha-city, Okinawa 902-8501 Japan  
Telephone 098-894-3265

## 人事委員会事項

沖縄県職員採用試験を次のとおり実施する。  
令和8年4月24日

沖縄県人事委員会  
委員長 池 田 修

1 試験区分、職務内容及び受験資格

種類	試験区分	職務内容	受験資格
上級	行政	知事部局、教育委員会、企業局等における一般行政事務	1 次のいずれかに該当する者 (1) 平成3年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者 (2) 平成17年4月2日以降に生まれた者で次に掲げるもの ア 大学を卒業した者又は令和9年3月までに大学を卒業する見込みの者 イ 人事委員会がアに掲げる者と
	心理	知事部局及び企業局等におけるそれぞれの職種に応じた専門的職務	
	社会福祉		
	電気		

	機械		<p>同等の資格があると認める者</p> <p>2 「心理」の試験区分については、1の要件に加え、大学において心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は令和9年3月までに当該学科等を卒業する見込みの者</p> <p>3 「社会福祉」の試験区分については、1の要件に加え、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第4条に規定する社会福祉士となる資格を有する者</p> <p>(2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項に規定する社会福祉主事としての任用資格を有する者又は令和9年3月までに当該任用資格を取得する見込みの者</p> <p>4 「警察事務」の試験区分については、1の要件に加え、日本の国籍を有する者</p>
	土木		
	建築		
	化学		
	農業		
	農業土木		
	農芸化学		
	畜産		
	林業		
	水産		
	病院経営	病院事業局の県立病院等における病院経営事務	
	警察事務	警察本部、警察署等における一般事務、指紋等鑑定業務、犯罪状況分析事務等	
中級	県立学校事務Ⅰ	県立学校における学校事務	<p>1 平成5年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者</p> <p>2 「県立学校事務Ⅱ」の試験区分については、1の要件に加え、図書館法（昭和25年法律第118号）第5条第1項に規定する司書となる資格を有する者又は令和9年3月までに当該資格を取得する見込みの者</p>
	県立学校事務Ⅱ	県立学校における学校図書館事務及び学校事務	
	市町村立学校事務	市町村立小中学校における学校事務	
初級	一般事務	知事部局等における一般行政事務	<p>1 平成17年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた者。ただし、大学における在学期間が2年を超える者を除く。</p> <p>2 「警察事務」の試験区分については、1の要件に加え、日本の国籍を有する者</p>
	土木	知事部局及び企業局における土木に係る専門的職務	
	農業土木	知事部局における農業土木に係る専門的職務	
	農業管理	知事部局における農業管理に係る専門的職務	
	畜産管理	知事部局における畜産管理に係る専門的職務	
	水産管理	知事部局における水産管理に係る専門的職務	
	病院事務	病院事業局の県立病院等における病院事務	
	警察事務	警察本部、警察署等における一般事務、指紋等鑑定業務、犯罪状況分析事務等	

注1 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当する者は、受験できない。

2 「大学」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）をいう。

2 受験手続

(1) 試験案内の入手方法 試験案内は、上級試験については4月24日から、中級試験及び初級試験について

ては7月6日から、沖縄県人事委員会事務局ホームページ ([https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/jinji\\_i/8481.html](https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/jinji_i/8481.html)) においてダウンロードすることができるほか、次の配布場所において配布する。

配布場所	沖縄県人事委員会事務局（三重城合同庁舎8階） 名護県税事務所 コザ県税事務所 沖縄県宮古事務所総務課 沖縄県八重山事務所総務課 沖縄県東京事務所 沖縄県大阪事務所 沖縄県名古屋情報センター
------	---------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 受験申込み 受験申込みは、インターネットによるものとし、申込みに当たっては、沖縄県人事委員会事務局ホームページにアクセスし、沖縄県電子申請サービスにより申し込むこと。

(3) 申込受付期間 上級試験については4月24日から5月15日まで、中級試験及び初級試験については7月6日から同月27日までとする。

(4) 注意事項

ア 受験申込みは、1種類につき1試験区分に限る。

イ 上級試験と社会人経験者を対象とした沖縄県職員採用選考試験の重複申込みはできない。

ウ 中級試験と初級試験の重複申込みはできない。

エ 「行政」、「病院経営」、「警察事務」、「県立学校事務Ⅰ」、「県立学校事務Ⅱ」、「市町村立学校事務」、「一般事務」及び「病院事務」の試験区分については、点字による受験が可能である。

オ 点字による受験を希望する者は、受験申込み前に沖縄県人事委員会事務局総務課に連絡すること。

3 試験日、試験種目、試験地及び合格者発表

種類	試験日		試験種目	試験地	合格者発表	
					発表日	方法
上級	第1次試験	6月21日	教養試験 専門試験	本島中南部 宮古 石垣	7月3日	沖縄県人事委員会事務局ホームページに掲載するほか、沖縄県人事委員会事務局（三重城合同庁舎8階）で掲示します。または、最終合格者には、後日、郵送により通知する。
	第2次試験	7月上旬から8月上旬まで	論文試験 集団討論 個別面接	第1次試験の合格者発表日に公表	8月下旬	
中級	第1次試験	9月27日	教養試験 専門試験	本島中南部 宮古 石垣	10月9日	
	第2次試験	10月下旬から11月中旬まで	論文試験 個別面接	第1次試験の合格者発表日に公表	11月下旬	
初級	第1次試験	9月27日	教養試験（全ての試験区分） 専門試験（「土木」、「農業土木」、「農業管理」、「畜産管理」、「水産管理」の試験区分）	本島北部 本島中南部 宮古 石垣	10月9日	
	第2次試験	10月下旬から11月中旬まで	作文試験 個別面接	第1次試験の合格者発表日に公表	11月下旬	

注1 試験地は、都合により変更する場合がある。

2 点字による受験を希望する者に対しては、試験地を指定する場合がある。

3 各試験種目には一定の基準があり、1つでも基準を満たさない試験種目がある場合は、不合格となる。

4 合格から採用まで

(1) 最終合格者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登載される。各任命権者は、人事委員会が提示する当該名簿に記載された者の中から採用者を決定する。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として当該名簿の確定日から1年間とする。

(3) 採用は、原則として令和9年4月1日以降であるが、同日より前に採用されることもある。

(4) 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消す。

(5) 初任給は、令和8年4月1日現在、上級試験については232,000円（研究職は246,800円）、中級試験

については216,500円、初級試験については200,300円で、経歴その他に応じてこの額以上になる。このほか、扶養手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給条件に応じて支給される。

5 その他 各試験の詳細については、別に配布する試験案内による。

沖縄県・警視庁・千葉県警察官（男性）採用共同試験及び沖縄県警察官（女性）採用試験を次のとおり実施する。

令和8年4月24日

沖縄県人事委員会

委員長 池 田 修

1 試験区分、受験資格及び職務内容

試験区分	都県名	受験資格	職務内容
警察官 A（男性） ※警視庁及び千葉県との共同試験	沖縄県	平成4年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた者で次に掲げるもの 1 大学を卒業した者又は令和9年3月までに大学を卒業する見込みの者 2 沖縄県人事委員会が1に掲げる者と同等の資格があると認める者	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防・鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序維持の任務
	警視庁（東京都）	次のいずれかに該当する者 1 平成3年4月2日以降に生まれた者で大学を卒業したもの又は令和9年3月までに大学を卒業する見込みの者 2 平成3年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者で大学卒業程度の学力を有するもの	
	千葉県	平成3年4月2日以降に生まれた者で次に掲げるもの 1 大学を卒業した者又は令和9年3月までに大学を卒業する見込みの者 2 千葉県人事委員会が1に掲げる者と同等の資格があると認める者	
警察官 A（女性）	沖縄県	平成4年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた者で次に掲げるもの 1 大学を卒業した者又は令和9年3月までに大学を卒業する見込みの者 2 沖縄県人事委員会が1に掲げる者と同等の資格があると認める者	
警察官 B（男性） ※警視庁及び千葉県との共同試験	沖縄県	平成4年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた者で次のいずれにも該当しないもの 1 大学を卒業した者又は令和9年3月までに大学を卒業する見込みの者 2 沖縄県人事委員会が1に掲げる者と同等の資格があると認める者	
	警視庁（東京都）	次のいずれかに該当する者 1 平成3年4月2日以降に生まれた者で高校を卒業したもの又は令和9年3月までに高校を卒業する見込みの者 2 平成3年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた者で高校卒業程度の学力を有するもの	
	千葉県	平成3年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた者で次のいずれにも該当しないもの 1 大学を卒業した者又は令和9年3月までに大学を卒業する見込みの者 2 千葉県人事委員会が1に掲げる者と同等の資格があると認める者	

警察官B（女性）	沖縄県	平成4年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた者で次のいずれにも該当しないもの 1 大学を卒業した者又は令和9年3月までに大学を卒業する見込みの者 2 沖縄県人事委員会が1に掲げる者と同等の資格があると認める者
----------	-----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- 注1 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当する者は、受験できない。  
2 日本の国籍を有しない者は、受験できない。  
3 大学とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）をいい、高校とは、同法に規定する高等学校をいう。

2 受験手続

- (1) 試験案内の入手方法 試験案内は、警察官A採用試験については4月24日から、警察官B採用試験については6月29日から、沖縄県警察本部「採用案内」ホームページ（<https://www.police.pref.okinawa.jp/category/bunya/saiyo/>）においてダウンロードすることができるほか、沖縄県警察本部警務課及び県内各警察署において配布する。  
(2) 受験申込み 受験申込みは、原則としてインターネットによるものとし、申込みに当たっては、沖縄県警察本部「採用案内」ホームページにアクセスし、沖縄県電子申請サービスにより申し込むこと。  
(3) 申込受付期間 警察官A採用試験については4月24日から5月15日まで、警察官B採用試験については6月29日から8月6日までとする。

3 試験日、試験種目、試験地及び合格者発表

試験区分	試験日		試験種目	試験地	合格者発表	
					発表日	方法
警察官A（男性）及び警察官A（女性）	第1次試験	7月12日	教養試験	本島中南部	7月24日	沖縄県人事委員会事務局ホームページ（ <a href="https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/jinji_i/8481.html">https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/jinji_i/8481.html</a> ）に掲載するほか、沖縄県人事委員会事務局（三重城合同庁舎8階）、沖縄県警察本部及び県内各警察署の掲示板に掲示する。また、最終合格者には、後日、郵送により通知する。なお、警視庁又は千葉県警の合格者には、後日、各都県が通知する。
	第2次試験	8月上旬から8月下旬まで	論文試験 個別面接 体力検査 身体測定 身体検査 免許、資格等に係る加点	第1次試験の合格者発表日に公表	9月中旬	
警察官B（男性）及び警察官B（女性）	第1次試験	10月18日	教養試験	本島北部 本島中南部 宮古 石垣	10月30日	沖縄県人事委員会事務局（三重城合同庁舎8階）、沖縄県警察本部及び県内各警察署の掲示板に掲示する。また、最終合格者には、後日、郵送により通知する。なお、警視庁又は千葉県警の合格者には、後日、各都県が通知する。
	第2次試験	11月中旬から12月上旬まで	作文試験 個別面接 体力検査 身体測定 身体検査 免許、資格等に係る加点	第1次試験の合格者発表日に公表	12月中旬	

- 注1 試験地は、都合により変更する場合がある。  
2 警察官A（男性）及び警察官B（男性）の試験区分に係る教養試験は、警視庁及び千葉県人事委員会との共同試験である。  
3 警視庁又は千葉県の第2次試験の日程等は、各都県が第1次試験合格者に直接通知する。  
4 各試験種目には一定の基準があり、1つでも基準を満たさない試験種目がある場合は、不合格となる（体力検査及び免許、資格等に係る加点を除く。）。

4 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登載される。警察本部長は、人事委員会が提示する当該名簿に記載された者の中から採用者を決定する。  
(2) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として当該名簿の確定日から1年間とする。  
(3) 採用は、原則として令和9年4月1日以降であるが、同日より前に採用されることもある。  
(4) 最終合格者の数は、年間の採用予定数と採用を辞退する者等の数を考慮して決定する。  
(5) 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消す。

- (6) 初任給は、令和8年4月1日現在、警察官A採用試験については265,600円、警察官B採用試験については230,400円で、経歴その他に応じてこの額以上になる。このほか、扶養手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給条件に応じて支給される。
- (7) 警視庁及び千葉県警については、各都県に問い合わせること。
- 5 その他 各試験の詳細については、別に配布する試験案内による。

正 誤

令和8年3月31日付け公報号外第15号登載の「沖縄県監査委員公文書管理規程（沖縄県監査委員訓令第1号）」中次のとおり誤り。

ページ	146		
行	上から24		
誤	代表監査員		
正	代表監査委員		
ページ	146		
行	上から27		
誤	令和7年沖縄県訓令第41号		
正	令和7年沖縄県訓令第19号		
ページ	146		
行	上から35		
誤	文書管理規程、沖縄県文書編集保存規程及び沖縄県電磁的記録管理規程		
正	沖縄県監査委員事務局文書規程		
ページ	147		
行	上から19		
誤	4 その他		
正	4 その他3に準ずる文書		
ページ	147		
行	上から28		
誤	沖縄県監査委員告示第1号		
	沖縄県監査委員告示第2号		
正			

ページ		147	
行	下から4		
誤	沖縄県監査委員訓令第1号		
	沖縄県監査委員訓令第2号		
正			
ページ		148	
行	上から3		
誤	沖縄県監査委員公表第1号		
	沖縄県監査委員公表第2号		
正			
ページ		148	
行	上から9		
誤	沖縄県監査委員報告第1号		
	沖縄県監査委員報告第2号		
正			

  

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 沖縄自分史センター株式会社 〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目288番地
---------------------------------------------	-------------------------------------------------